

平成 28 年 12 月 28 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部  
(改定日：平成 28 年 12 月 28 日)

## 入札に関する重要事項について (プラスチック製容器包装)

### 1. 平成 29 年度入札制度

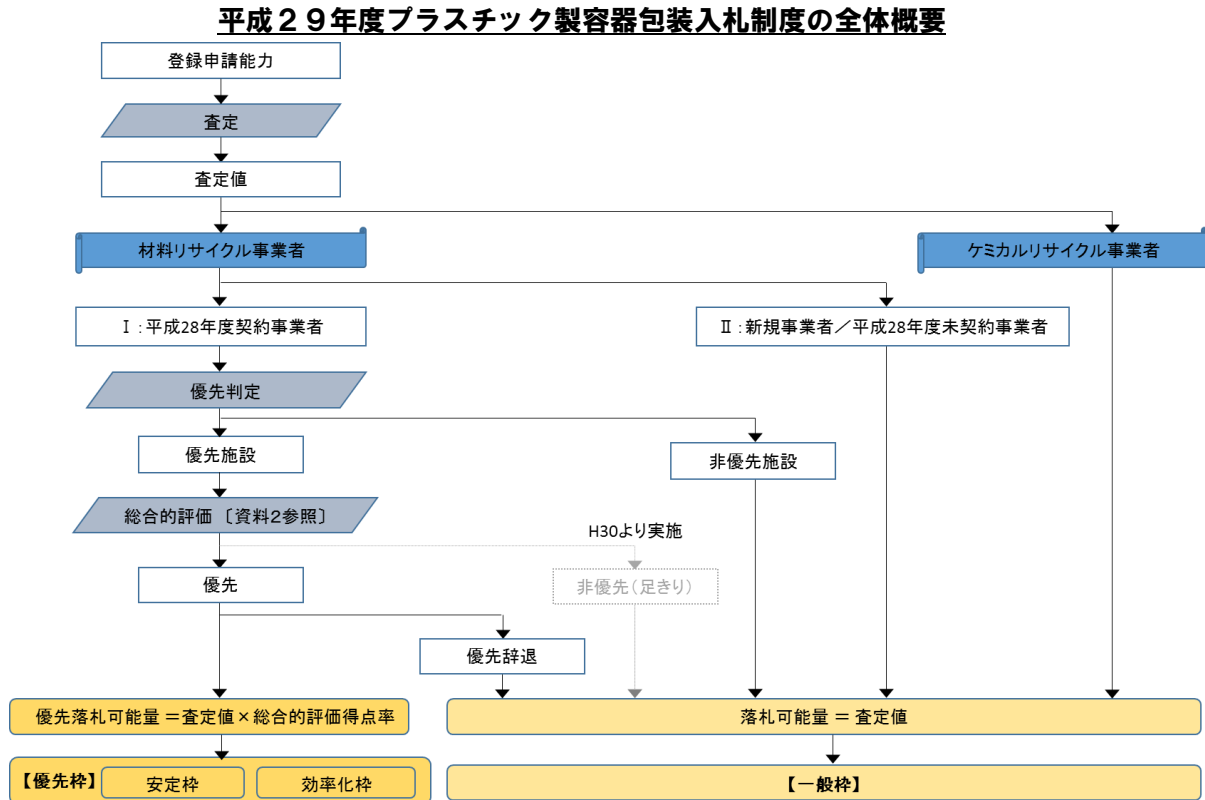
産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ（第 2 1 回） 中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会（第 1 8 回）第 1 8 回合同会合（平成 28 年 5 月 31 日）で提示された資料 4 等により、「優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度の検討を早急に行うべき。」とされ、これを受けて、両省では新たな入札制度を導入することを決定した。

#### (1) 入札選定方法 ・・・ 資料 3

優先枠に安定枠と効率化枠を設定し、従来の A 枠/B 枠方式を廃止。また、優先辞退を可能とした等の大きな変更があるので、資料 3 等を熟読のこと。

#### (2) 落札可能量、材料リサイクル優先判定 ・・・ 資料 4、5

落札可能量及び材料リサイクル優先の判定基準は昨年通りであるが、総合的評価の内容・適用方法等が異なる。その概要を以下に示す。（入札制度の全体概要参照）



- (3) 優先材料リサイクル事業者の総合的評価と入札方法 . . . 資料6  
優先材料リサイクル事業者は総合的評価結果の「得点率」によって、優先落札可能量が決められる。さらに優先枠は安定枠と効率化枠に分けられるが、フダは優先フダのみである。また、優先辞退が認められ、一般枠への入札に変更できる。
- (4) 入札における上限値および、下限値の設定/適用 . . . 資料7  
上限値は継続して実施する。加えて、優先フダには下限値も設定される。
- (5) 再商品化実施契約書 . . . 資料8  
見直しを行い、下記項目を中心に一部修正を行った。内容を再度確認し入札のこと。
- ・(分別収集品の品質改善) 第11条 5  
: 品質調査日程の市町村への漏えい防止規定を新設。
  - ・(自社利用) 第16条 5  
: 実務運用内容として「コンパウンド製造等加工を加えたもの」を追記。
  - ・(特定再商品化製品利用事業者) 第17条 4  
: 利用事業者として必要な各種契約の締結ならびに再生処理事業者の当該契約失効防止に関して記載新設。
  - ・(特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等) 第18条 3  
: 実務運用内容として「コンパウンド製造等加工を加えたもの」を追記。
  - ・(契約解除) 第25条 9 現地検査の第20条の違反を追記。
- (6) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程 . . . 資料9  
大幅な変更は無いが、内容を再度確認すること。
- (7) 電子証明書の取得・更新 . . . 資料15  
昨年からの大幅な変更はないが「パソコン要件」を確認すること。  
尚、Windows XP と Windows 8 には対応していないので注意すること。

## 2. 市町村・保管施設関係の情報提供

- (1) 市町村からの引き取り品質ガイドライン  
市町村からの引き取り品質ガイドラインは、昨年度より変更なし。  
尚、引き取り品質ガイドラインは協会ホームページに掲載している。
- (2) 引き渡し契約量と実績の乖離の低減  
市町村からの引渡し契約量と実績との乖離を低減させるため以下の取り組みを昨年度に引き続き実施した。  
市町村からの引渡し契約量と実績との乖離に関し、市町村説明会で契約数量の±10%以内に収めるよう案内するとともに、REINS に当年度実績見込みと契約量との乖離が出る市町村への注意メッセージを自動的に発信した。
- (3) ベール品質調査結果  
平成28年度ベール品質調査結果を協会ホームページに掲載した。

以上